

お客さま体感品質モニタリング・スマート契約約款 【現改比較表】 2023年8月1日現在	
---	--

~2023年7月31日	2023年8月1日~
-------------	------------

～2023年7月31日	2023年8月1日～
<p>第5条～5条（略）</p> <p>（用語の変更および追加）</p> <p>第5条 定義</p> <p>(1) 「本サービス」とは、<u>モニタリング装置(モニタリング用ソフトウェアをインストール済みの契約者所有 PC)がモニタリング対象(IP 疎通が可能なサーバー、SaaS 等)に対してモニタリング用パケットを送信し、その結果を品質モニタリングログとして保存してモニタリング結果参照サイトアップロードし、それを契約者が当該サイトにて参照するものです。本サービスは以下によって構成されるものとします。</u></p> <p>① ネットワーク品質モニタリング</p> <p>第5章第21条で定めるものをいいます。</p> <p>② <u>モニタリング結果参照サイト</u></p> <p>第6章第24条で定めた内容を契約者が確認するサイトをいいます。</p> <p>③ 問い合わせ対応</p> <p>第7章第26条および第7章第27条で定めるものをいいます。</p> <p>(2) 「ご契約番号」とは、契約者が申し込んだエージェントごとに付与される番号であり、ご契約番号ごとに、当社からの請求や、契約者からの問い合わせを行うものとします。ご契約番号は当社から契約者に通知されます。</p> <p>(3) 「インストール PC 識別用情報」とは、<u>第5条(8)に定める申し込み時に ICT ビ</u></p>	<p>第1条～5条（略）</p> <p>（用語の変更および追加）</p> <p>第5条 定義</p> <p>本規約において用いる用語の意味は次の各号に定めるとおりです。</p> <p>(1) 「本サービス」とは、<u>エージェント（第5条(8)で定める）を契約者所有の PC にインストールし、契約者所有の PC からターゲット（第1章第5条(7)で定める）に対してネットワーク品質モニタリングを行い、その結果をダッシュボードにアップロードし、それを契約者が当該サイトにて参照するものです。本サービスは以下によって構成されるものとします。</u></p> <p>④ ネットワーク品質モニタリング</p> <p>第5章第21条で定めるものをいいます。</p> <p>⑤ <u>ダッシュボード</u></p> <p>第6章第24条で定めた内容を契約者が確認するサイトをいいます。</p> <p>⑥ 問い合わせ対応</p> <p>第7章第26条および第7章第27条で定めるものをいいます。</p> <p>(2) 「<u>ICT ビジネスモール</u>」とは、<u>当社が指定する本サービスの申込サイト (<a href="https://bizmall.ntt.com/orders/additional">https://bizmall.ntt.com/orders/additional</a>) を指します。</u></p> <p>(3) 「ご契約番号」とは、契約者が申し込んだエージェントごとに付与される番号であり、ご契約番号ごとに、当社からの請求や、契約者からの問い合わせを行うものとします。ご契約番号は当社から契約者に通知されます。</p> <p>(4) 「インストール PC 識別用情報」とは、<u>第5条(8)に定めるエージェントを識別す</u></p>

～2023年7月31日

2023年8月1日～

ジネスモールで指定したPC一台を識別するための情報をいいます。インストールPC識別情報は、契約者が申し込み時に指定したPC一台ごとに、全角半角問わず15文字以内で付与できるものとします。

(4) 「ログイン招待メール」とは、契約者が申込時に指定した電子メールアドレス宛に送付される、第5条(1)②に定めるダッシュボードに初回ログインする際に必要なログインインビテーションおよび、ログインインビテーションの有効期限を記した電子メールをいいます。

(5) 「インストール招待メール」とは、契約者が申込時に指定した電子メールアドレス宛に送付される、契約者がモニタリング装置をインストールするために必要なキーを記した電子メールをいいます。契約者は開通時に送付される開通案内に記載されたサイトに掲載されているマニュアルに沿ってソフトウェアをインストールすることとします。

るための情報をいいます。インストールPC識別情報は、契約者が申し込み時に指定したPC一台ごとに、全角半角問わず15文字以内で付与できるものとします。

(5) 「ログイン招待メール」とは、契約者が申込時に指定した電子メールアドレス宛に送付される、第5条(1)②に定めるダッシュボードに初回ログインする際に必要なログインインビテーションおよび、ログインインビテーションの有効期限を記した電子メールをいいます。

(6) 「インストール招待メール」とは、契約者が申込時に指定した電子メールアドレス宛に送付される、契約者が契約所有のPCにエージェントをインストールするために必要なキーを記した電子メールをいいます。契約者は開通時に送付される開通案内に記載されたサイトに掲載されているマニュアルに沿ってソフトウェアをインストールすることとします。

(7) 「ターゲット」とは、ネットワーク品質モニタリングの対象となる、契約者がダッシュボードにて自らが指定するIP疎通が可能なサーバー、SaaS等をいいます。

(8) 「エージェント」とは、当社が提供するソフトウェアであり、契約者はエージェントを契約所有のPCにインストールし、ネットワーク品質モニタリングに利用するものとします。

(9) 「テナント」とは、エージェントが属するグループの単位をいいます。テナントは後から分けることはできません

(10) 「セッション」とは、エージェントからターゲットに接続する通信のこをいいます。

～2023年7月31日

2023年8月1日～

(申込時に必要な情報について、詳細項目の記載を変更)

第6条 申込と承諾

2 申し込み時に、申込者は ICT ビジネスモールに以下の情報を記入する  
必要があります。

お客様情報

- ① 法人マイナンバー
- ② 契約者名
- ③ 契約者住所
- ④ 申込に関する連絡先

請求書送付先情報

- ① 送付先名
- ② 請求書送付先
- ③ 請求に関する連絡先

サービス利用者情報

- ① サービスご利用開始希望日
- ② 設置場所 (日本国内のみ)
- ③ インストール PC 識別用情報 (全角半角問わず 15 文字以内)
- ④ ソフトウェアインストール用 PC 所有者のお名前
- ⑤ ソフトウェアインストール用 PC 所有者のメールアドレス

(申込時に必要な情報について、詳細項目の記載を変更)

第6条 申込と承諾

2 申し込み時に、申込者は ICT ビジネスモールもしくは当社の営業担当の  
指示に従い、申込に必要な情報を記入する必要があります。

～2023年7月31日	2023年8月1日～
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ <a href="#">ソフトウェアインストール用 PC 所有者の電話番号</a></li> <li>⑦ <a href="#">ビジネスポータル登録情報の設定</a></li> <li>⑧ <a href="#">ポータル契約者：ビジネスポータル（カスタマポータル個人情報保護）規約への同意</a></li> <li>⑨ <a href="#">ポータル利用者：ビジネスポータル（カスタマポータル個人情報保護）規約への同意</a></li> </ul> <p><a href="#">開通案内用パスワードの設定</a></p>	
<p>(請求開始日の変更)</p> <p>第 20 条 請求および支払い</p> <p>当社から契約者に対する請求および支払いは次の各号の通り行い、契約者は予め承諾するものとします。</p> <p>(1) 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、契約の解約日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。</p>	<p>(請求開始日の変更)</p> <p>第 20 条 請求および支払い</p> <p>当社から契約者に対する請求および支払いは次の各号の通り行い、契約者は予め承諾するものとします。</p> <p>(1) 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌月の初日から起算して、契約の解約日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。</p>

～2023年7月31日	2023年8月1日～
<p>(登録可能なモニタリング対象についての情報追加)</p> <p>第21条 ネットワーク品質モニタリングの提供内容</p> <p>ネットワーク品質モニタリングの提供内容は以下に示す通りとします。</p> <p>(1) <u>モニタリング対象は、モニタリング結果参照サイトで契約者自らが設定する IP 疎通が可能なサーバー、SaaS 等とします。</u></p> <p>(2) <u>モニタリング装置は契約者所有 PC(モニタリング用ソフトウェアをインストール済みの PC)とします。</u></p> <p>(3) <u>モニタリング装置 1 台につき、登録できる最大モニタリング対象数は 10 とします。</u></p> <p>(4) <u>モニタリング装置と当該装置のモニタリングデータは、お客様法人格単位で表示されます。</u></p>	<p>(登録可能なモニタリング対象についての情報追加)</p> <p>第21条 ネットワーク品質モニタリングの提供内容</p> <p>ネットワーク品質モニタリングの提供内容は以下に示す通りとします。</p> <p>(1) <u>エージェントを契約者所有の PC にインストールし、契約者所有の PC からターゲットに対してネットワーク品質モニタリングを行い、その結果をダッシュボードにアップロードし、それを契約者が当該サイトにて参照する。</u></p> <p><u>テナント内に設定できる最大</u></p> <p>(2) <u>エージェントを契約者所有の PC にインストールし、契約者所有の PC からターゲットに対してネットワーク品質モニタリングを行い、その結果をダッシュボードにアップロードし、それを契約者が当該サイトにて参照する。</u></p> <p>(3) <u>テナント内に設定できる最大ターゲット数は、テナント内のエージェント数に 10 を乗じた数です。</u></p> <p>(4) <u>テナント内に設定できる最大セッション数は、テナント内に設定できるターゲット数と同数です。</u></p> <p>(5) <u>テナント内のエージェント 1 つあたりに配分するセッション数およびターゲット数は、契約者により任意に設定可能です。</u></p> <p>(6) <u>エージェントと当該装置のモニタリングデータは、お客様法人格単位で表示されません。</u></p>